第3部 計画の推進

新 説明

# 第1章 計画の推進体制

### ポイント

★ 京都府医療審議会や地域保健医療協議会、保健所、市町村、医療機関が一丸となっ て京都府の医療水準の向上に取り組みます。

#### 1 京都府医療審議会等

- 京都府では、医療を提供する体制の確保等に関する重要事項を調査審議するため、医療 関係者や医療を受ける立場にある者、学識経験者からなる「京都府医療審議会」を設置し ています。
- また、計画の論点整理や方向性等に関する事項について、重点的に検討するため、「京 都府医療審議会計画部会」を設置しています。
- 京都府では、これら審議会等において、今後とも、計画の推進に必要な事項の協議や計 画の達成状況の評価等を毎年度行うとともに、医療提供体制に関する重要事項について、 医療審議会に諮りながら、関係者合意の上で計画を推進していきます。

#### 2 地域保健医療協議会

● 本計画の趣旨に沿って、地域の実情に応じた保健医療サービスを総合的、計画的に推進 するため、二次医療圏ごとに「地域保健医療協議会」を設置し、医療機関相互の連携など 地域医療のあり方について検討・協議を行っていきます。

#### 3 保健所等

- 京都府には、7つの保健所(及び1つの分室)があり、市町村及び関係機関との緊密な 連携のもとに、地域保健の広域的・専門的・技術的な拠点として事業の推進を行っていま す。
- 例えば、医療連携においては、地域連携パスの導入など、医療機関同士の連携だけでな く、介護・福祉サービスとの連携にも配慮するため、地域の実情を良く知る保健所が、公 平・専門的な立場を活かして、地域の関係者が情報と目的を共有する関係が築けるよう、 地域保健医療協議会等を活用しながら、連携体制を構築していきます。
- また、これまでの保健所を中心とした連携体制に加え、精神保健福祉総合センター、家 庭支援総合センターなど、各分野における府の専門機関や、京都府地域医療支援センター (KMCC)、京都地域包括ケア推進機構との連携を強化します。

#### 4 市町村

◆ 本計画の推進にあたっては、市町村の協力が必要不可欠であり、府、保健所等は市町村 | ◆ 本計画の推進にあたっては、市町村の協力が必要不可欠であり、府、保健所等は市町村 と連携し、より充実した保健・医療サービスを住民に提供します。

# 第1章 計画の推進体制

### ポイント

★ 京都府医療審議会や地域保健医療協議会、保健所、市町村、医療機関が一丸となっ て京都府の医療水準の向上に取り組みます。

#### 1 京都府医療審議会等

- 京都府では、医療を提供する体制の確保等に関する重要事項を調査審議するため、医療 関係者や医療を受ける立場にある者、学識経験者からなる「京都府医療審議会」を設置し
- また、計画の論点整理や方向性等に関する事項について、重点的に検討するため、「京 都府医療審議会計画部会」を設置しています。
- 京都府では、これら審議会等において、今後とも、計画の推進に必要な事項の協議や計 画の達成状況の評価等を毎年度行うとともに、医療提供体制に関する重要事項について、 医療審議会に諮りながら、関係者合意の上で計画を推進していきます。
- また、保健医療計画の記載内容のうち、個別分野については「京都府医療対策協議会」 「京都府がん対策推進協議会」などの関連する協議会でも議論されており、これらの協議 会においても、計画の推進に必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を行いながら 関係者合意の上で計画を推進していきます。

### 2 地域保健医療協議会・地域医療構想調整会議

● 本計画の趣旨に沿って、地域の実情に応じた保健医療サービスを総合的、計画的に推進 するため、二次医療圏ごとに「地域保健医療協議会」を設置し、医療機関相互の連携など 地域医療のあり方について検討・協議を行っていきます。

また、二次医療圏ごとに地域にふさわしい医療機能の分化と連携のとれた効率的でかっ 質の高い医療提供体制の構築を達成するための方策を協議する「地域医療構想調整会議 の場も一体的に活用し、地域医療のあり方に関する検討・協議を行っていきます。

#### 3 保健所等

- 京都府には、7つの保健所(及び1つの分室)があり、市町村及び関係機関との緊密な 連携のもとに、地域保健の広域的・専門的・技術的な拠点として事業の推進を行っていま す。
- 例えば、医療連携においては、地域連携パスの導入など、医療機関同士の連携だけでな く、介護・福祉サービスとの連携にも配慮するため、地域の実情を良く知る保健所が、公 平・専門的な立場を活かして、地域の関係者が情報と目的を共有する関係が築けるよう、 地域保健医療協議会等を活用しながら、連携体制を構築していきます。
- また、これまでの保健所を中心とした連携体制に加え、精神保健福祉総合センター、家 庭支援総合センターなど、各分野における府の専門機関や、京都府地域医療支援センター (KMCC)、京都地域包括ケア推進機構との連携を強化します。

## 4 市町村

と連携し、より充実した保健・医療サービスを住民に提供します。

# 京都府保健医療計画に係る新旧対照表(案)

旧	新	説明
5 医療機関等  ● 医療機関は、当計画における自らの位置づけや役割を認識し、患者本位の良質なサービスの提供、従事者の確保・養成に努めながら、求められる医療機能の充実、発揮に努めることにより、計画の推進に協力し、京都府はそれを支援します。	5 医療機関等	
<ul> <li>6 京都府</li> <li>● 府は、保健・医療・福祉関係者と連携し、必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を行いながら、本計画に基づく取組を推進するとともに、国の制度や施策と関わりのあるものについて、制度の改善や施策の充実を提案していきます。</li> <li>● 府は、保健・医療・福祉関係者と連携し、必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を行いながら、本計画に基づく取組を推進するとともに、国の制度や施策と関わりのあるものについて、制度の改善や施策の充実を提案していきます。</li> </ul>	<ul> <li>● 府は、保健・医療・福祉関係者と連携し、必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を行いながら、本計画に基づく取組を推進するとともに、国の制度や施策と関わりのあるものについて、制度の改善や施策の充実を提案していきます。</li> <li>● 府は、保健・医療・福祉関係者と連携し、必要な事項の協議や計画の達成状況の評価等を行いながら、本計画に基づく取組を推進するとともに、国の制度や施策と関わりのあるものについて、制度の改善や施策の充実を提案していきます。</li> </ul>	

旧 新 新 説明

# 第2章 評価の実施

### ポイント

的な推進に努めます。

- ★ 事項ごとに設定した主な成果指標を用いて、京都府医療審議会等において評価をしながら、施策の効果的な推進に努めます。
- 成度を評価し、必要応じて取組の見直しを行っていくことが必要です。 この計画においては、京都府の将来の望ましい保健医療提供体制の実現に向け、事項ご との主な成果指標を掲載しており、これを目安に、毎年度京都府医療審議会等において進 捗状況を確認し、その結果を評価・検討し、成果指標を達成するために必要な施策の効果

● 保健医療計画を効果的に実施するためには、各施策の実施状況・進捗状況を確認し、達

● また、地域の医療連携や特有の課題については、地域保健医療協議会において、評価、 検討を行い、施策の推進に努めます。



# 第2章 評価の実施

### ポイント

- ★ 事項ごとに設定した主な成果指標を用いて、京都府医療審議会等において評価をしながら、施策の効果的な推進に努めます。
- 保健医療計画を効果的に実施するためには、各施策の実施状況・進捗状況を確認し、達成度を評価し、必要応じて取組の見直しを行っていくことが必要です。

この計画においては、京都府の将来の望ましい保健医療提供体制の実現に向け、事項ごとの主な成果指標を掲載しており、これを目安に、毎年度京都府医療審議会等において進捗状況を確認し、その結果を評価・検討し、成果指標を達成するために必要な施策の効果的な推進に努めます。

● また、地域の医療連携や特有の課題については、地域保健医療協議会等において、評価、 検討を行い、施策の推進に努めます。



# 京都府保健医療計画に係る新旧対照表(案)

